## 第 Ŧi. 節 同 和 対 策 事 業と同 和 教育 • 啓発活 動 0 進

## 同 和 対 策事 業 特別 措置 法 0 施

0 実現 の 同 和 定と同 対策事 0 た め 業特別措置法 和対策事業 様 々 な改 革 が 行 昭 行 された。 和二十 わ れ た。 この 九四 L か 憲法 ì 五 にはは 年に第二 部落差別は依然として残 「基本的人権 次世界大戦が終 0 尊 重 いわり、 つ の たままであ 規定が設 二十二年 ý, け ic 6 れ は 各地 H で差 民 本 主 国 憲法 別 的 事 な 社 が 件 会 施 が

発生 部落解放 なくされてい 被差 同 盟 別部 た部落差別 が、 落に 三十五年 お け る生 の 解 に 一活実態が 消を目的 には全 玉 玉 大きく改善されることもなかった。 とした運動 民 運 動 を目指 も再開され、昭和二十一 す 全日: 本 峝 和 会 年には が 結成され 方で、 部落解放全国委員会 戦争 た。 に ょ このような社 つ 7 中 断 を余 (後 会

儀

0

情 を設置し、 勢 0 下 全国 昭 和三十六年、 的 な実 人態調 査 玉 を行 は 日 61 和 問 そ 題 れ 0 を 解 基 決 に 0 審 た 議 め を 重 内 ね 撂 総 갣 理 大臣 车 に 0 諮 同 間 和 機関 対 策審議会答申 とし 7 同 和 対 を 策 政 府 会

L

### 百 和 刘 策 特 別 法 から 成 V.

図 対する関東負担、補助は三分の二 府の財政上の特別指数を規定して 方像をあてることが出来るよう の施策に採じた措置をとるよう被 同和対策事業 特別措置法の 成立を報じる 新聞(神戸新聞

同和対策事務を機械的に推進す 一部では、二十日平後の参院本会 と際」は、二十日平後の参院本会 と際」は、二十日平後の参院本会 と際」は、二十日平後の参院本会 関に上程され、全会」版で可決 関に上程され、全会」版で可決 同れ対策事務を機械的に推進す のでした。これまで歴史的社会的

的人権を享有する」との療法の班 た。これを受けて向和対領協議会

類 画で、生き環境の改善、社会領社 客本 の向上を継ぎする協変関を解剖するため、四十四年度から十万年計の会 和地区の住民の社会的経済的地位 対会 おいまい

問和対策浮燃等別措置接は、問

念に基づいて特別投資企業の姿間

初的な抜物として、こ

収果が期待さ

(2018年) 1990年 1997年 19

一日までの時限立法となってい

写真 186

との法様は五十四年三月三十

銀定

対する民生、福祉向上のための領

善

昭和44(1969) 年6月21日) 出 た 社 申 会 は、 福 祉. 玉 P 0 充 地 実 方公式

共

可

体

に

対

象地

域

0

生

活

環境

0

改

7 擁 11 護活 る。 玉 動 は 0 強 化 ح の などを総合的 答申を受けて、 産 業職 業 に 0 推 安定、 昭 L 進 和 め 教 四 + ることを促 育 几 0 年に 充 実 同

策事業は、

この二つを柱に推進されることとなった。

標を達成するため、

国が特別の

財政措置を講じるものであった。

和対策事業特別措置法」を制定し、 時期を同じくして同和対策長期計画を策定し、 以後、 国における同和対

国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標と内容を明らかにするとともに、 同 和対策事業特別措置法は、 同 .和地区住民の社会的経済的地位向上を不当に阻む諸要因を解消するため、 この法に定めた目

法務省、 ついての基本計画及びその具体的内容を定めており、 また、 文部省、 同和対策長期計画 厚生省、 農林省 は 昭和 (後に農林水産省)、 四十四年度から五十三年度に至る一〇カ年において行う同 通商産業省、 この事項を実現するため、 労働省、 建設省及び自治省がこれに当たっ 主として、 総務庁 和対 策事 (総理府)、

これら各省庁における同 . 和対策事業は、 大きく次のように分類される。

- 二)社会福祉及び保健衛生に関するも一)生活環境の改善に関するもの
- 三)産業の振興に関するもの
- (四)雇用促進等職業問題に関するもの
- (五)教育文化の向上に関するもの
- (六)基本的人権の擁護等に関するもの
- (七)国民の同和問題に関する知識の普及、啓発等に関するもの

514

表48 同和対策事業関係予算(国)の推移

(単位:百万円)

									( )	. 11/01/
年度	総務庁	法務省	文部省	厚生省	農林水産省	通商産業省	労働省	建設省	自治省	計
昭和44	5	1	213	1,873	446	32	31	3,616		6,217
45	6	2	338	3,094	669	50	53	7,681		11,893
46	43	4	506	4,804	1,836	105	72	13,521		20,891
47	9	5	769	7,054	2,841	621	126	19,946	35	31,406
48	15	8	1,173	10,399	4,261	1,372	250	24,975	77	42,530
49	26	12	1,771	14,967	6,180	2,834	414	31,197	112	57,513
50	84	52	2,788	21,245	8,913	5,149	740	43,174	162	82,307
51	76	48	4,001	27,837	12,451	8,692	1,183	53,287	230	107,805
52	101	44	5,374	35,915	17,695	13,942	1,542	64,256	331	139,200
53	122	53	6,676	45,933	25,361	19,220	1,932	84,573	448	184,318
54	148	64	8,033	56,579	33,278	24,445	2,419	100,956	602	226,524
55	176	78	9,366	62,783	39,302	25,938	2,895	111,194	750	252,482
56	226	97	10,551	70,704	44,240	28,107	3,315	121,058	937	279,235
計	1,037	468	51,559	363,187	197,473	130,507	14,972	679,434	3,684	1,442,321

五十三年十

月、

同

和対策事業特別措置

法の

有効期限を三

一年延

蕳

0

玉

0

じることとし、

和対策事業に対する必要な特別措置を引き続き講

業

に係る必要事業が

五

十四四

年 同 峛

以降

|も相当|

|量見込まれ

3 ため

同

昭

和

五十年に

実施

した全国

和地

区

調

査により

/把握した物的

事

(『兵庫の同和対策』を参照して作成)

地

方債

につ

いても年々大幅な増額

が図られ

このように、

玉

は、

同

和

策事業

の推

進に

努力してきた

が、

か 額

な b

ŋ

の

増

額

が 四

行わ

れるとともに、

地方公共団

体が必要とする

れ 昭

らの

施策は、

年々その充実強化が図られ、

玉

全体

の

予算

へ と

和

几

+

. 年度六二億円から五十六年度二七九二億円

策に準じて必要な措置を講じるように努めなけ 予算総額 長した。 百 和 対策事業特別措置法に 昭 は 和 表 洒十 48 0 几 とお 年度から五十六年度までの一 ŋ である。 お c V て、 地方公共団 三年 体は、

玉

0

施

るように 同 \$ 兵庫県に 法第八条) 玉 0 一努めることとされてい 計 おける同 画 と定めるとともに、 に 準 Ü 和対策事業は、 て同 和 対 策事業を総合的 た 玉 同和対策事業特別措置 0 同 和対策長 計 れば 期 画 的 詽 な に 画 5 実 に な 法制 施 お

す

61 61



Ŧī.

年

に

乒

庫

同

対 月

策

長

期

画

が和

策定され

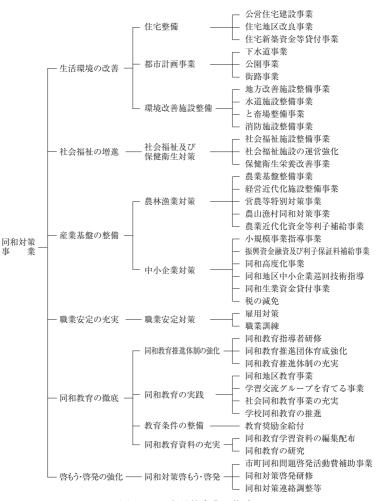


図 109 同和対策事業の体系

(『兵庫の同和対策』より引用)

充を 整備 事業内容、 置 61 ともに 重 同 定 てきたが 要課題とし 前 特 後 7 づ 和 図 け は するととも 対 K か 5 年々その 行 策を県政 つ お 実施 本県 てきた。 昭 政 e J 事 体 和 同 て て位 法制 に さ 几 制 は お

(億円) 改善により、 事 ることとした。 で、 200 ,業特別措置 同 商工その他 180 各 和 教育関係 部 160 忟 農林関係 策事 が 140 生活環境関係 関 120 法が 係省 業 関係予算もか 100 その 0 80 実施 施 庁と連携 結果、 60 行 され 40 に 要する経費 20 なり た初 を保 同 Λ 和 56 昭和 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 期 ちつ 0 対策事業特別 図 110 同和対策事業関係決算(県)の推移 増 0 (『兵庫の同和対策』より作成) 段階 に 額 つ、 つ が 図られることとな じ に 61 市 に 同 進してきた。 和 る に に応じきれ 増 そ お 対 同 お 和 ح て 町 年 額され のような状況に鑑み、 措 策関係予 和 は 妆 13 11 に ても実施してきたが、 策事業 々拡充を図 置 対 て お は、 策 玉 法 61 **鉛制定前** 事 ない が 7 県単 算 業 多 玉 特 対 0 策事 額 年次別決算 状況であった。 0 が 0 别 ・独による事業は、 増 円 事 に比較 0 の つ ってきた。 滑 県費を投 業内容及び 財 た 業 額 政 を に が 実施 措 円 図 L 滑 県では、 置 0 ŋ て、 推 な を 入してきたことがう 昭 同 できるよう、 に 法 予算措置も十分でなく、 講じることとして 実施 補 が 移 和 助事業の は 5 几 0 施 玉 + 同 できるように 県単 図 几 行を契機に、 和 の 施策を補完 年 110 対策事業特別 0 拡大、 度 玉 独 0 から 補 لح 0 補 お 助 か r.V 対 適 ŋ Ŧi. 事 助 業 象 讱 7 た で 市 事 Ļ

兵 庫 県 に お け ż 同 和 対 策 事業 は 玉 0 施 策 کے 同 様 に 個 別 0 事 業 0 ほとん んどが 市 町 を通 じて 実施 規模 な措 置 され 0 を 内 る 0 わ

たってい

が、 市 町 同 0 和 要望 忟 策

部落解放運動の流れと 行政姿勢の刷新状況

部落解放運動団体の全国的な動きをみると、 動 団 体 の分裂と路線対立が生じていた。 昭 和 四十四年 昭和四十年代から五十年代に <u>+</u> 月 には、 部 落解 かけ 放 同

五十一年三月に全国部落解放運動連合会となり、 ら 同 部落解放同盟正常化委員会」が分離・独立し、 .和行政の在り方、 政党支持の問題をめぐって抜き差しならぬ深刻な対立が起きてい 激しく対立するようになった。差別の捉え方や運 翌年六月 「部落解放正常化全国連絡会議 に 発展、 動 の 進 昭 和

な 兵庫県連合会」となった。 寸 これ以後、 り、 「体を通じて、 つ 兵 庫 た。 一県に 時 その後、 本県では、 分裂した時期はあったが、 おける戦後の部落解放運動 あるい 昭 和 この団体を対象地域全住民により組織された統一団体に位置づけ、 は、 四 干八 その意見を聞いて実施するとい 年五月 「部落解放兵庫県連合会」 は、 三十四年十二月の統一大会で、 昭和二十一年十月の · う、 は、 11 「部落解放委員会兵庫県連合会」 わゆる「窓口一本化」で対応を行うことと 部落解放同盟に加入し、 「部落解放兵庫県連合会」 施策の一部をこの 部落解放同 結成に始ま となった。 盟

0 同 の間、 和行政 兵庫県においては、 ・教育に対する不信感を招く事態を引き起こした。 昭和四十年代後半以降、 同和行政や教育に関して、 多くの混乱が生じ、 県民

られている。 例 えば、 『兵庫 っ 同 和対策』 (平成十五年、 兵庫県・ 兵庫人権啓発協会発行) では、 次のような事態が取 り上 げ

たが、 昭 和 几 市の対応が二転三転したことを受け、 十八年六月に、「部落解放同盟兵庫県連合会西宮支部」 同団体が市役所に座り込みを行うなど混乱が生じた。 が、 西宮市に対して各種 の行政施策を要望 また、

運

盟 Ź

か

放 南 運 仴 動 馬 |地方に が急 速 に盛り お ( ) ては、 ŋ Ĺ が 昭 つ てい 和 应 十八年七 たが、 四 |月に結成された部落解放同盟南但 十九年に、 同 地 方に お 61 て差別事件が相次い 馬支部連絡協議会を中 で起こり、 部落解: 心 に部落解 放 同

盟

に

よる確認会や

糾弾会が

※頻繁

に持

たれ

てい

た

げ 教職 県立 で混 深夜まで確認 入 られるなど大きな反響を呼 が こうした 一八鹿高校に 員側 乱が生じ、 あるとして、 が、 連の す · 糾 十· 一 で お 弾を行っ これ 動きの中 に ιV に部落問 月には てクラブ活動として を認 たため、 題 で、 め 「兵庫県立八鹿高校事件」 んだ。 研 なか 同 究部 和 つ 教職員に多数の負傷者が出る事態となった。 教育に関 たことに端を発し、 (「部落研 「部落解 しても、 が 放研 あ り 究 教育理論や考え方の違いなどにより、 が発生した。 同好会 L 八鹿 かも、 高 (「解放研」)」 校差 部落解放 この 別 放育糾 事件は、 研 の設置を希望する生徒 **究同** 弾共闘会議 この 八鹿 .好会」 事件は国会でも取 町 に (現養父市) は 多くの の 運 メン 動 教育 寸 に に 対 体 1 して、 現場 あ が、 0 Ź 介

県教育委員会は、教育行政 教同第三〇七号通知) 0 ように、 昭 和 远 十年代後半、 通知を出すこととなった。 の責務を果たすべく、 多くの学校でも 昭 和 同 五十年三月に教育長通 和教育推 進上 の 問題が 知 発生 同 和教育の L 7 61 た 推進 その につい た て」(以 兵 庫

0 れ 権 も教育であるという考え方は避けなければならない」 るよう配 その 尊重 内容 0 慮すべ 精神を貫くことを基盤として、 は 同 きである」 和 教 育 を進めるに当たっては、 とし、 同 和 教育と政 主 体的 治運 憲法 積 極 動や 的 という基本方針であった。 教育基 に 社会運 推 進するととも 本法 動 0 及び 関 係を区別 同 に、 和 対策審 教育 Ļ 0 議会答申 そ 政 ħ 治 5 的 Ó 中 運 寸 動 性 いその が ?守ら

に

の

つ

その後、

昭和五十年九月に、

尼崎

市内の調理師養成の各種学校で、

県が

同和対策事業の一環として訓

委託 わたって、 対する確認事項をめぐって、 した訓 運動団体による抗議集会や座り込みが続くなど大規模な集団抗議行動が発生した。 練 生に対し、 学校側 県と運動団体との意見が対立し、 からの差別発言があったとして糾弾会が持たれ 県庁内及び周辺にお たが、 13 この て数カ月 糾弾, もの 会で 長期 要求 間

県は、 行 Ļ 題 われ の解決は国民的課題であり、 このような同和行政における数々の混乱は、 反省すべき点は反省し、 こうした事態に至ったことは 正すべきは正すとして、 国民全体の理解と協力があって初めて効果が上がるものであるとの見地 「行政の主体性 行政と運動の在り方に対して県民の不信感を一 新しく指針を出すこととした。 に 関 わる問題であるとし、 これまでの この見直 同 しは、 層増幅させた。 和 行政を見直 同 から .和問

政 し合わねばならないが、それぞれが置かれている立場とその役割を異にしており、 |が責任と主体性をもって推進しなければならないとした。このことによって、これまで運動団体に た県の事業は、 正 すべき第一点は、 県が 直接実施することとした。 「行政と運動 の立場を明 確にし、 区別すること」である。 行政と運 その区別を明 動 は 確 相 互. を委ね に 協 行 力

生じた。そこで、行政の公平性を期するため、 織がなくなったため、 第二点は、 直接本人の申請に基づき実施することとした。 「行政の公平性を確保する」ことである。 「窓口一本化」では、 対象事業の受益が、 個 人的施策の執行に当たっては、 運動 団 体 対象住民にひとしく及ばない 0 分裂もあり、 対象地 運動団体の推薦等を必須条 域 の全住 とい 民 ・う問 加 入 0 題 組

練を

割を明 した。 任と主体性をもっ 民 的 以 な理 すな 確 指針に基づいて、 兵 ĸ 解と支持 にしてい 庫 がわち、 県では、 同 て同 かなけれ が得 和 この られ、 和行政の 蕳 県は、 題の 基本方針を守りながら同 ばならな か 解決にあたって、 昭和五十一年四 推進を図ることとし、 つ、 ر ۲ د ۲ 対象地域住民に信頼され とい · う同, 月 和行政 なによりも肝要なことは、 .和問 知事通知をもって各市町長に対して、 運 の 動 題 推進に との 0 卓 るものでなけ 関係に 期 解決を目指して対策事業並び つ 13 ての お ( V 県の見解を明ら ては、 ħ 同 ばならな 和 行政 お互 も部 , , e V に かに その 落解 以下の考え方を示 また、 放 に教育 果たすべき役 したのである。 運 「行政 動 る全県 0 責

# 同 和対策事業の 推 淮

活

動

を推

進

L

こい

社会福祉の増進生活環境の改善し 活環境の改善と 同 和 対 策 事業を実施するに当たっては、 その対象となる同和地 区 の 実態把 握 が基 本とな

る。

となっ それによると、 て実施された。 同 和 7 対策事業特別措置法下における全国的な実態調査は、 た 推 移 本 その 桌 は れ は 五. 0 表 49 全国 同 十年 和 的 調 のとおりであ 地 に 区 査によると、 見ると世 数は三四六地区、 帯数 本県では二一市六三町 に お 関係世 13 て大阪府に次いで第二位、 帯数は三万九七八四世 昭 和 四十六年と五十年に全国 か ら同和地区を有する旨の報告があった。 人口 帯 は 人口 第一 は 位で 同 同和地区 Ŧī. あ 万二 つ 九八 調査とし 過去

本 子県に おお がける同 和地 区 の 住宅事情は、 昭和 五十年の全国調査によると、 約一万五〇〇〇戸の不良住宅が存 0

調

結

果

の

表49 地区数、世帯数、人口等の推移																
調本	至年次	- #	町数	Hila	区数	世帯数				人口					混住率	
四年	PART OF THE SECTION O		Th	LD 奴	地区全体		同和関係		地区全体		同和関係		(	(%)		
昭和	昭和42年 86 (20市66町)		.)	333	50,269		37,707		213,962		162,859		70	76.1		
	46 (20市66町)		.)	336	50,385		36,75	36,750		198,235		149,481		75.4		
	50		84 †63町	)	346	56,333		39,784		207,790		152,988		73	73.6	
(注)						:よるも )地区全		口に対		割合でる			を参照	してイ	作成)	
空き地として活用を図るための公園の整備、地区内の交通の円滑化を図る	備、緑とオープンスペースの確保を図り、子どもの遊び場や災害時の避難	て、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るための下水道事業の整	こうした生活環境の改善を図るため、昭和四十五年度から同和対策とし	ど、地域に絡む差別意識を醸成する要因となっていた。	上はもちろん、火災や水害等の災害上も非常に危険なところが見られるな	備によるものであった。このような、生活環境整備の立ち遅れは保健衛生	地に住宅が密集しているため、道路、下水排水路、上水道等公共施設の不	同和地区における生活環境の低位性は、多くの場合、立地条件の悪い土	住宅新築資金等貸付事業を推進した	というです。 及び市町と連携を図りながら公	の、デカヤジスは、同種土国のおの文化の事件のご言語のではネカ	このような犬兄から、司和也区こおする主宅事青の牧善整莆を図るため、	順位をみると本県は、それぞれ第三位、第八位となっていた。	八ポイントの差があった。また、この不良住宅戸数及び不良住宅率の全国	在し、不良住宅率は三四・九%であり、全国平均の二六・一%に比べ八・	

非常に広範囲にわ

ための街路事業等都市計画事業を優先的かつ重点的に進めた。 また、 同和地区の生活環境を阻害する要因を解消するための環境改善施設整備事業は、

522

#### 表50

300																	
年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	小計
館数	1		1		1	1	3	1	1	4	3		2	1	5	2	26
年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	小	計	合	計			
館数	1	3	12	4	6	4	13	7	7	5	6	2	8	8			

れ

た

(『兵庫の同和対策』 を参照して作成) 大きく分けられ

た。

これら

の

施策を総合的に実施することによって、

同

和

地

区

住

民

の

袓

会的

経済的、

文化的

な水準

'n

向

上を図るために

は

社会 層

福 6

0 充

た ってい

、るが、

(1)

地

方改善施設整備事業、

②水道施設整備事業、

③と畜場整備事業、

④ 消

防

施設整備事

子業に

生活環境の改善がより一

図

実を積 か する事業を総合的に行う隣保館 (以下、 にするため 地域住民) 極 的 かつ <sub>0</sub> 児童館 強力に推進する必要があった。 に対して、 0 設置、 生活上の各種相談事業をは 経済 0 設置 向 上 保育 対 策 。 つ 所の そこで、 設置、 環としての共同 じ 同 また児童 め、 和地区 社会福: 住民及び 作業場の の 健 康 祉 増

整備

が

進

め

保健

に

関 民

進

P

情 衛

操 生

を豊

近

)隣

地

域 祉 れ

住

営する施設 IJ 祉 動 住 工 事業、 を行 特に、 民 1 0) 理 シ 13 隣保館 保健衛生等に関する事業、 薢  $\exists$ と信 ン である。 同 及び教養文化に 和 は 問 頼 題 0 隣保館は、 下に、 基本 0 速 的 P か 玉 人権尊重の 関する事業を各地域の実情 な解決に資することを目的 民的 社会調査及び研究事業、 課題とし 啓発事業及び広報活動 精神及び同 ての 同 和対策審議会答申 和 題 生 とし に即して に対する 事業、 活 上の て、 実施 各種 市 蓃 クラブ活 Ó 町 薢 趣旨に 相談 を深 が 設 地 事業、 める 動 置 鑑み、 域 並 ため 住 75 管 に 地 民 域 地 理 0 0 レ

運

域

0 保健 また、 衛生 同 一知識 和 地 区に 0 低 位性や予防、 お 11 ては、 教育、 治療の不十分さから健康が損なわれてい 職 業 住 居等 0 諸 条件 0 劣悪性、 さら ることも考え ĸ 地 区 住

活

の

社会的

経済的、

文化的改善向

上

を図

つ

てきた。

生 ク (億円) 耕 家 補 ら 健 地 0 助 れ て見ると、 業基盤 業安定の 状 事業と保健婦 相 た。 面 態 積 談指導 農林関係 そこで保健衛 は に 地方改善事業 页 つ 充実 `整備と 五〇ア 県全体では五二・三ア c J 事業とト て、 一設置 本県は、 地 Ì 昭 区 貴補 ・ラホ 生対 ル 和 昭和44 45 51 52 53 48 49 50 農家は、 未 五. (年度) 分策とし 満のものは、 十年農業 1 助 図 111 農林関係同和対策事業費の推移 事業を行 ム予防 (『兵庫の同和対策』を参照して作成) 市七〇二 二一市六二町三三一 て、 きた。 農家 産 に に 11 業基 対 0 ĺ |備及びこれらを活用する営農技術等 昭 あることに 事業 セ 昭 ン は Ų ル、 っ 和 また兼業農家につ サス 町 県全体で五六・二%、 た。 盤 几 を、 和 干 同 同 留 0 걘 及び 向 般 + 四 几 和 和 和 鑑み、 年 地 干 Ŀ に 地 几 五. を図 零細 昭 区 区 年 七 八 十四年二月現 度に |農家では四二 農家は 和 年 月 地 「るため 昭 度 兼業農家が 0 Ŧī. 十年 区に 食生 (V 同 和三十七年度から農山 か Ď 八八八 て見ると、 和 わ 活調 全国 が 対 た 在 策 同 同 ん り、 本事業特 六 % 査 検診費 大半である上、 • 同 和 和 の Ŧī. 括導事業を 地 地 和 全市 と高 第二 ほ 区農家は六八・ X T 地 農業 莂 ぼ 補 1 0 区 町 向 措 全 種 .調 ル 助 13 に 兼業は、 査 県に分布し 事 置 と少なく、 上 0 農家 デ業を、 生産基 [漁村] 新設 が ح 法 によると、 生産 の 0 Ĺ が 施 各 同 Ļ いうに 盤と経営 和対 県全体 九%と零細 存 四 種 基 行 これ T 在 盤 + 0 に 几 十 農林 策事 農家 伴 同 11 九 0 を経営 整 で た。 年 Ŧi. 61 和 業を は そ 年度 関係 備 度に 近 地 ō 区 な 同 水 戸 同 実施 規模 b 当 中 に 和 進 に 和 は が た で 分 は 和 施 地 お 0 地

50

40

30

20

10

事

業として推進された。

す

、なわち農業生

産

基

盤

0

シ整備

に

つ

c J

て

は

受益

面

設

0

区

0

忟

策

低

莅

け

る % 匆

が

に

0

洲

П

婏

同

和

ŋ 区

0

積 以下の小規模なも 一〇ヘクター ル以上 Ŏ に つ の大規模なものは同和対策農業基盤整備事業 i s ては農林業同 和対策事業 (国庫補助事業) 及び農林関係地方改善事業 (公共事業) で実施すると同 (県単 時 に 独 それ 莇

事業)

で実施

した。

県単独農· に 畜産経営環境の整備と飼養管理の近代化を図るため、 農業経営近代化資金及び農業信用保証協会が実施する同 また、 経営近代化施設 造林事業や Щ |漁村同 和対策事業 0 整備 般公共事業で実施する基盤整備事業につ に つい (県単独補助事業) ては、 農林業同和対策事業及び農林関係地 により 農林業団 **、講じられた。** 和地 区農家 (V [地特別整備事業 ては、 に 対 同 する融資保 和地区住民に係る自己 方改善事業で実施するとともに、 (国庫補助事業) 証料 0 負 担 三負 を実施 軽 減措 担 分 並 置 び

営 事 中 業 心 0 以 中 に 上の物的事業の実施と並行して、 (県単独補 なって、 に 取 り入れる場合に 助事業) 同 和対策営農特別指 を実施した。 には、 これ 5 導事業 営農技術、 Ó 高度な営農技術等の 国 [庫補助 経営技術の習得等ソフト面 (事業) を実施、 長期的重点的 したほ か、 習得が必要なため、 につい 新しく畜産や花園芸を農業 ては、 農業改良普及所 新規産業育成 が

事業所、 細 0 企業で生 面 本県の から、 商 同 指導、 産性 業 和 地 起区に サ が 支援 低 ĺ Ė お ( J を行 実情 ける中小企業の事業所は、 ス業その った。 に あ 他が三一〇八事業所、 つ たので、 これら企業の近代化を図るため、 昭和五十年全国 計五七二 九の 同 事業所が .和地区調査によると、 経営、 あり、 金 そのほとんどが 融 製造業が二六二一 技術等の それぞれ ·規模零

経営指導

の面

に

つい

、ては、

その重要性に鑑み、

昭和四十二年度から、

同和地区専任の経営指導員を設置

表51 事業所啓発指導状況										
年度 区分	実施回数	参加事 業所数	実施事 業所数							
昭和48	87	8,260	560							
49	153	8,126	860							
50	58	4,720	180							
51	214	5,355	385							
52	84	3,429	361							
53	93	3,993	90							
54	64	3,327	66							
55	58	2,963	42							
56	62	2,759	28							
計	863	42 932	2.572							

(注) 公共職業安定所が主体的に実施し による。

(『兵庫の同和対策』を参照して作成)

金融

面については、

中小企業を対象とした県の融資制度の中

同

和企業振興資金融資制度」を設け、

同

和 地

X

中

小企業者

相談、 務、 以

指導を行った。

労働、

取引、

経理

等あらゆ

る分野にわたって、

きめ

細

か

後年々増員して、

同

和

地 区の

小規模企業者に必要な金

助するとともに、支払利子の一部を補給する振興資金融資利子・

た 0 に

これと同時に、

借入れの際に必要な信用保証

料の全額を補

した。

ま

経

営の安定及び発展のために必要な事業資金を融資

給 制 度を設け け、 小 規模零細 企業 に にも利用で し易い よう配慮して実施した。

保

証

料 補

さら

金負担で、 国 事業資金の八○%以内を無利子で貸し付け、 に お e J て 同 和 対策事業の 環として、 同 和 高度化資金貸付金制 同 和地区 .中小企業者の事業の共同 度 が 設 け 6 化 れ 玉 協業化を推 及び 県 0 資

経営基盤の強化と合理化を図った。

究員及び外部 [査等のために、 技術指導 0) 専門 面 に 調査 家に つい ては、 团 よる企業 宣を韓国、 製革業を中心として、 0) 現場 オーストラリア等へ派遣し、 に 臨んでの巡回 毎年、 |技術指導を実施 技術講習会を開催 皮革産業の今後の在り方等の検討に役立てた。 した。 また、 するほ 昭 か、 和 皮革工 Ŧī. 十三 一業指 年 か 導 所 実情 0 研

解 決のため 方、 同 和地 の 中 心 区 住民 的課題 0) 就職 。 の 一 つであった。 0 機会均等を確保し、 その雇用を促進して職業の安定を図ることは、 同 和 問

題

526

税

同

和

に

お

13

か

つ

積

調

た

対策事業特別措置法が制定された翌年、

昭和四十五年四

月

同

和教育指導室」

を設置

Į

指導体質

制

0

業員の その円滑 民 0 に |設置 そのためには、 対 しては、 採 促進 :な就職 甪 並 に当たっては公正な選考を実施するよう啓発・指導を行うとともに、 び を 就 に 側 まず雇用主が、 職 日 苯 0 面的に援助するため 促進を図るため、 工業規格  $\widetilde{J}$  S同 和問 の措置として、 職業指導の充実、 題について正し 履歴書、 統 一応募用紙 13 就職資金、 職業訓 理解と認識を深めることが大切である。 練 0 使 就職支度金の給付等の 0 受講 用 0 徹底 あ つ を せんを積極 図 企業内同 つ た。 また、 各種援護措置 的に行うとともに、 和 蕳 題 同 研 よっ 和 修 推 地 て従 を講 区 進 住 員

さらに、 同 和地 区生 徒 0 近代的産 業 ^ の 就 職促 進 0 ため、 新規学校卒業者に対して、 学校と連携 しなが Ď

## 三 同 和 教育 啓発活 動 0) 推 進

職

業指導、

職

場

適

応指導等

0 就

職

促

進

対

策を積極的

に

推

進した。

じ

教育 具体的 て に の 総合的推進 同 お 和教 学校、 の主体性 c J な目 「基本的人権を尊重する教育、 すべて |標と方法を明 和四十三年三月 本 県 0 では、 教育施設 て総合的 確 戦 設 にして、 後早 に同 すべ < 和 か 極的 て あらゆる教育の機会と場でその指導に努め 対策審議会答申 5 の 地 に推進することを強 学校教育 とくに同和教育の徹底を期するため、 域 社会 に 社会教 お の精神を受けて定められた c J て、 育 同 0 和 画 教育を 面 か 5 推 同 進 和 L る。 教 なけ 差別 「兵庫」 育 0 これがため、 'n の実態を正 振 県 ばならな 興 同 へに努め 和教育基本方 しく把握 県 てきた。 内のすべ į 針 昭

育実践 的 b ŋ 強化を図るとともに、 昭 の 積 を問 和 を進 極 几 的 十年 13 めてきた。 推 直す必要性 代後半に 進を強調するとともに、 学校 は、 が生じた。 県内 ・社会教育における各般の に同 そこで、 ...和教育( 同和教育を教育体系の中に正しく位置づけ、 昭 0 和 在り方をめ 五十年三 施策を積極的 月 Ś 0 つ て様 教同第三〇七号通知をもって、 々 な対立や混迷も生じ、 に実施した。 L 教育の本質に根ざし かしながら、 教育 同 ...和教育( 0) 先述 主 体 0 性 の た教 とお 主体 その

措置 場で、広く人権尊 を解決しようとする多様な指導内容 そのために 差 に を設置してい の 推進することを強調 同 是正 法 和 0 忟 策事 上と教育 は 部を改 た事例あり) 業特別措置 同 文化 重 和対策事業特別措置法施行 正する法律の施行につい 0 精神 1水準 した。 に対して、 法 の を徹底する教育を推進 Ö 延 向 すなわち、 長期を迎え、 上及び社会の 延長の趣旨を理解し、 ・方法等の開発に努め、 法延長期に て 昭 なか ○年を経た部落差別の変容とその 和 により、 五十三 しなけ に おける同 根強 年十二月、 ればならないとした。 市 く残ってい 同 郝 学校、 和教育の 和教育の徹底を期して、 町教育委員会 家庭、 教同第一 る心 課題は、 理 地域 的 (兵庫県内では共同で郡教育委員会 八〇号通知 :差別 以社会に 同 課題を的 和地区に 0) 解 今後更に主体的 おける具体的 消 を図 におけ 同 確 に 和 [ることで )把握 る教育上 対 7策事 にな生活 積 あ それ 特別 0 極 ŋ 較 的

総務担 四月 を 同 和 当 蕳 同 題 『課長等を同 知 和 研修推 事 対 策局 部 局 進 を同 に 過員に位置 和 な 局 和局 61 7 兼務参事に 置づ \$ に改称。 昭 け、 和四 所属 干六 併任するとともに、 四十九年 職 年四 員 0 四月には、 月 研修を担当させることとした。 に は、 同 五十年 各部 和対 鳥 策室を同 应 との 月には、 連 絡調 和 対 策局 整 本庁の を に 昇格させた。 副課長と地方機関 層緊密に行うため、 昭 和 0 四 干 副 各 所長 八年 部 0

学校 校用

の教育の一

貫性を

図

た

昭 几

和

Ŧī.

+

年

・度には小学校低学年用

『ともだち』

を作成し、

五十三、

Ŧī.

+

加 中 て具体的実践

例

を紹介し

同

和

教育推

進の

ため

昭

和

一十六年から三十八年に

かけて刊行した小学校高学年用資料

『友だち』

لح 中

学

資料

『信愛』

は

四 に

+ つ

干

七年度に全面改訂を行

61

中

学校用資料を

『友だち』と改称

小



小学生用『ともだち』『友だち』



写真 188 学校同和教育資料 中学生用『友だち』



写真 189 学校同和教育資料 高校生用『高校生と同和問題』

同和教育の# 教育の推進 る 同 校に 和 教育 おけ を Ź 同 層 推 和 電教育に 進するため 0 ( J 7 は 同 和 教 昭 育 和 远 0 手引き第 十三年三月 几 集 0 を翌年三月 同 .和教育基本方針」に基 に刊行した。 幼 ゔ c J 小 7

高等学校 の 貫性 0 あ る 同 和 教 育 0 推 進、 道 徳教育と同 . 1 和教育( 0 関連等につい て、 指導指針を示 併

これ

らの 徒

資料

0

たが

日

和

教育

年

度

に

か

ゖ

て小学校高学年

用

中学校用も全面

改訂し

高

校

生

用

資料は、

児童

生

0

発達

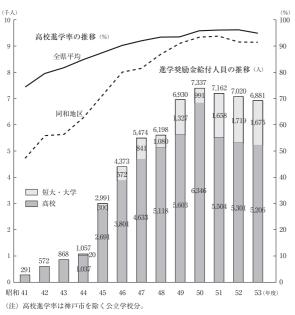


図 112 教育奨学金給付人数と高校進学率の推移 (『兵庫の同和対策』を参照して作成)

段階 改訂 推 進 昭 に 沿 0) 経 和 ねら 過 四 つ + 0 7 1 な 同 は、 年 か 和 で五十 問 『高等学校同 小 題 を正しく認識 中 应 年 高等学校を通じて、 度全面改訂 .和教育資料生 Ļ 共感と展望を持って学習できる資料としたことで あった。 新たに 徒 用 個 第 人の尊厳と幅広い 『高校生と 集 を 同 几 + 和 崩 九 題 年 人権教育を基盤として、 とし 同 第 二集』 て刊行した。 を 刊

事 励 専門学校にお 底 を図るとともに、 デ業は、 金を給付 0 た め 経済的 研 修 13 事情 事業も併せて実 有為な人材を育成することを目的 て修学が 奨励金受給生に の ため、 困 難な者に対し、 高等学校または 危他し 対 てきた。 して 趣旨 教育奨 高等 0 0 徹 等奨励金給付事業を設け、

地

区 年

生徒

の進

学の

伲

進

また本県では、

昭

和

几

Ŧ

度以

降、

高等学校

行 及び大学生を加えるとともに、 に 昭 伴 和 四 61 干四四 県 年度、 は 独 自 同 で給付対 和対 策事業特 象者 入学支度金給: 別措 に 短 期 置 大学生 法 付事 0 施

て

ιJ

た

これ

により、

本県に

おい

ては小学校中学校に、

主として対象地域児童生徒数を基準

とし

7

同

和教育

推

進

た。

することとした。 従来から実施してきた高校生等に対する修学資金について国の給付額に県費を上乗せして給付 さらに、 昭和四十六年度から給付対象者に各種学校生を加えることとした。

業が、 その後、 四十九年度から短期大学生及び大学生に対する修学資金給付事業が、 玉 の制 度も拡充され、 昭和四十八年度から高校生及び高等専門学校生に対する入学支度 五十三年 度からは短期大学生及 金給 付

び大学生に対する入学支度金給付制度が創設された。

学生、 私立大学生、 翌五 間 + 昭 五十 和五 一年 度か 干一 ·四年度から私立高校生の修学資金に対する県費上乗せを廃止するなど事業の ら国 年度から所得制限 公立大学生、 五十二年度から を設けたほ か、 国 国の 公立高校生及び 制度の充実に伴 私立 61 短 朔 五十年度か 大学生、 2ら国: Ŧi. 見直 十三 公立 しを行 度 短 から 期 大

教育 該学校の数等を考慮して文部大臣が定める数」の教職員が加配されることになった。 策としての教育上特別の配慮を必要とすると認められる小学校または中学校が存在する場合にあっ 昭 諸学校 和 四 干 の学 兀 年に 級 同 編 和対策事業特別措置法が施行されたことにより、 成及び教職員定数 気の標準 に関 する法律 (三十三年法律第 学校教育の充実を図るため、 六号) が 改正され ては 公立 同 一義務 和 当 対

教員」 配置 を配置 0 趣旨は、 した。 対象地域 また、 高等学校に のある学校の教育水準を高 お e V ては、 小 め、 中 -学校の 教育上の較差是正を図るため、 趣旨に: 基づ 13 て、 県単独で配置 対象地 域児童生 蓗

0

学力の向上と健康の

増進を図り、

進学や就職が適切に行われるよう進路指導の充実に努め、

531

広く社会の各

分野における将来の発展を期するためである。

社会教育 また、 昭和三十九年度から県に対して社会同和教育指導者研修事業の実施を委嘱した。 和地区における社会教育に関する諸集会の開催や社会教育関係団体の 文部省は、 昭和三十五年度から県に対して同 和教育に関する調査指導事業を、 育成事業の実施 市 町 に 対 を委嘱 して同

会所指導事 町 に さらに、 対 ,業の実施を委嘱した。 昭 同 和地区における社会教育活動を振興するため、 和三十七年度から同 .和対策集会所整備費及び設備に対する補助を行うとともに四十年度か 同和対策集会所の整備を促進することとし、 とら集 市

育施設 さらに 育学習事業を委託した。 会教育関係団体 本県では、 て、 昭 明るい 和四十年代になって、地域ぐるみで同和教育を推進し、 昭 に お 和 昭 家庭、 c J 四十八年度から市町 ては、 和四 (兵庫県連合青年団、 差別のない民主的な地域社会の建設に進めなければならないことが強調された。 十二年度から、 同 和教育講座を開催 また、 の全域または一 昭和四十六年度から、「差別を許さない県民運動」を展開することとした。 社会同和教育指導員を委嘱して実践的な指導者の拡充を図るとともに、 兵庫県連合婦人会、 した。 部の地域を同和教育推進地域に指定した。 兵庫県PTA協議会、 家庭教育、 社会教育及び学校教育が一体となっ 兵庫県公民館連盟) なお、 に対して同 県立社会教 そのため、 社

や地 真摯な話合いや、 昭 域社会の具体的 和 五十年代に入ってからは、 心の交流する共感的理解を重視した社会教育事業の展開を指導した。 な生活の中で、 これまでの取組と課題を見直し、 人権尊重の教育の徹底を図るとともに、 各事業の検討改善に努めた。 特に同 和問 題についての率直 また、 料

の

作

成

に

進 ら を開設す (共同 Ū 昭 和 学習」 三十八年 る市 の二つの事業を統合し、 を 町 度 に 集会所等指導 対す から対象地 /る補; 助 制 域 度を設け の児童生徒の学力の に 解放学級」 改称 L た。 事業数及び事業内容の拡 昭 として、 和 四 十 向上を図るため Ħ. 部落差別 年には、「学力補充学級」 解消 || 充を図 「学力補充学級」 の 展望 つ 上道 た。 を 筋 さら を明 学力促進学級」に、「 及び「成人共同学 に 5 昭 和 か に 四 干 す る学習を 九 年 度 成 か

めることとした

を取り入れ、 X 自 岦 教育事業 昭 一を促 和 五. + 実情 年 と名称を改めた。 民主 に に即 的 は な地 しつつ事業の 同 域 和 へづくり 地 区 昭 内教育事業」 和 に 充実に努めた。 五十 取 り組 ·四 年 む 度には、 人間 と改 この育成を 称 事業規 L を目 教育の 模 指 0 L 主体 適正化を図るととも た。 性を明 な お、 確 翌五 に L 十二 に、 対 年 象 度 成 地 か 人学習 域 6 住 は 民 に 0 講 同 自 座 和 覚 制

地

度 13 几 集 また、 資料 同 を発刊 1和教育 社会同 .内容の充実と精選に努め、 努め 0 手引き第二 和 社会同 教育資料 和教育 集」、 0 作 荿 の 三十八年度 在り方を指導した。 配布 生活課題の 及び 活用 同 解決を目指しつつ、 和教育の に 8 昭 取 和 ŋ 手引き第三 組 五十年度以降、 んだ。 幅広い 社会同 集」、 視野を養 教育 匹 和教育資料 十三 の主体性、 年 度 13 とし 同 人 権意識を高 中 和 て、 立 教育 昭 性 0 0 和 手引 確立 干 め る資 に伴 き第 年

策基本要綱 啓発活動と県 民運動の展開 が 制定されてからは同 本県に とし Ē 推進 お け してきた。 る 同 和問 和問 題 昭 に 題 係る啓発活動 和 0 几 干三 早 ・期解決を目指し、 年 度 は 同 戦 和 対 後 策 審議会答申 社会教育 特に行政担当 0 0 |職員の資質の向 精神を受け 環とし て県教育 7 兵庫 委員 上を図るため 県 同 中 和 妆

きた。

るため 兵庫県自治研修所での研修カリキュラムに Ó 講演会及び学習会を開催するとともに、 「同和問題」 各種の啓発資料を作成配布するなどの啓発活動を推進 を取り入れた。また、広く県民の理解と認識を深め

運動」 権利と自由を完全に保障し、 解決は国及び地方公共団体の責務であり国民的課題であるとの認識に立って、差別の実態を解明し、 「差別をなくそう県民運動」 また、 を展開することとした。 昭和四十六年度において、兵庫県、 に改め、県民全ての参加と協力により展開した。 民主社会の建設に資する」ため、 その後、 この運動は毎年八月を中心に推進し、 兵庫県教育委員会、市町及び市町教育委員会は、「同 関係団体の協賛を受け 昭和五十三年度からは名称を 「差別を許さな 和問 市 県民 題の 民的



県立同和研修センタ 写真 190

要性 度を創設した。 同 和問題について総合的、 に鑑み、 昭和五十四年には、 市 町 の啓発活動の活性化を目的として、 集中的、 心理的な差別解消を図るための啓発活 効果的な啓発活動を行うため、 市町啓発活動 野費補 助

さらに、

動

0

制 重

を設置し、 十一年十一月一 同 和問 旦 .題に関し広く県民の理解と認識を深める施策を展開するこ 県立同和研修センターのじぎく会館 (以下、のじぎく会館) 昭和五

業を対象として、 のじぎく会館では、 指導者層の養成を目的とする研修を行うほか、 県職員、 市町 職 員 地域住民、 社会教育諸団体及び企 広報活動

よう指導を行

った。

的 調 Ŧī. に 査研 + 実施、 应 年度 修活 した。 から啓発スライド 動並びに図 また、 啓発活動を推 [書資料及び視聴覚資料の整備を行うなど、 を、 五. 十五 進す るに当たり、 年 ゕ ら啓発映 視聴覚教材の 画 『を制 作することとした。 広く県民に対する啓発活 果たすべき役割が大きいことか 勤 野を積点 極 的 計 昭

和

画

規 とした。 発 に 権 侵犯 基 事 づい 件 て行う処理 0 根絶を図るため に委ねるとともに、 差別事象が発生した場合に 県は 地方法務局 は 関係市 神 戸 地方法務局 町 と協力して啓発活動 が 人権侵犯 に当 事件 「たること 調 杳 処 運

購 書を 入企業に対し勧告を、 例 調入 えば、 した企業が数社あることが 昭 和 五. 十年 十二 購入担当者に対 一月以 来 判 11 崩 わ して説 B L Ź たが 「部落地 示を行 神戸 名総鑑 0 地 た 方法 務 間 局 題 は が全国: 人権侵犯 的 に 事件として事実関 起こり、 県内でもこれ 係 を調 えらの 査 Ų

そ を 犯 徹底 の 県は、 0 教育委員会と連 蓋然性が 的 この に 関係者に告発していった。 法務! 極めて高 局の 携 行う L これ 玉 人権侵犯 県 らの • 事件 市 企業 そして、 町 が進 に対 0) 処 パする研: 理 めてい 企業に の 過 修 程 る おお 同 啓発を行 に c V 和 お っても、 対 61 策 て、 0 つ 精神に反した悪質な差別 法務 その社会的責任に た。 その 局 中 玉 で、 0 関 係 お 0 行 部落 13 政 7 機 研 関 的 地 修 図 名 関係 書で 総鑑 が 推 進され あること が 市 町 (権侵 及び

和 :教育協議会 兵庫県同和教育研究協 議会の発足と教育活動 (以下、 兵同協) 部 十五 落 差 と改称し、 年七月、 別をなく 兵 二十九年に第一 庫 県同 基 本 和 的 教 人 権 育中 0 П 尊 央委員会が 同 重 1和教育 を目指す教育活 研究大会を宝塚市で開 発足した。 動 昭 を全 和 県に広 二 十 凣 催 年 め る に L は兵 た て以来、 庫 県 昭 毎 同 和

年研究大会を実施してきた。 当初は市郡単位で兵同協に加入していたが、 昭和四十四年六月定期総会が開か

) れ、組織運営についての変更が提案された。

務 とした。 7 から その 「各地区同協」 内容は、 民間、 このような組織の変革は から適任者」 事務所を県教育委員会事務局 を置き、 を選出することとし、事務局職員も県教育委員会職員から「会長の委嘱する職 その下に「各市町 「民間教育団体」 '同協」や「地区高等学校同協」を置いた。 から 「会長が指定するところ」に移し、 ^ の変容を図ったものである。 兵同協 会長も県教育長 の下部 [組織 とし 0 兼

議会を、 た。 さらに、 して六地区 昭 その間 和 갣 昭 四十八年に + 同 に、 四 和四十七年 年に 和教育協議会による協議体となった。 全国 は県内六地区 には神戸 同 一度に 和教育研究大会を本県で三回 は事務局を県教育委員会から独立させ、 地区私立学校同和教育協議会を加え、 (神戸市除く) に地区別同 昭和四十七年度には、 [開催した。 和教育協議会を組織 八同 教育研究活動 和教育研究協議会等 神戸地区県立学校同 Ļ の 積極的 兵 同 協 は民間 な推 の 協 進 議体となった。 和教育研 改育団: を図 [ってき 究協 体

関すること、 昭 和 四十七年、 教育予算に関すること、 兵同 協は 同 和教育白書活動」 ②教育内容、 の 展開を始めた。 ③子ども (児童生徒) その趣旨は、 の実態や課題、 ①教育の条件整備、 ④ 親 机の様子 や願 拡充に

⑤地域の課題を明らかにすることであった。

育総括を進めることとした。 白書活動委員会」を設置した。 地 区 同 協がそれぞれ一五名から成る白書活動委員会を組織し、 活動のまとめを そこで、 地区 同協における相互の実践の交流を図るとともに、 「兵庫の同和教育白書」として冊子にし、 兵同協としても一七名の 刊行した。 「兵庫の 県内 同 0 同 和 和教

年十一

月に発行した。

員採 なか 崩 試験 でも、 に 対す 進路保障協議会との連 る取 組 定時 制 携の下、 通 信 制高等学校の 高等学校を中心とする進路保障 が通学、 障害児生徒の教育条件改善の 一の取組、 定時 取 制 以組等の 高等学校 すぐ の 公務

実践 が ح 0 活動 から 生ま れ た

育の 活動を進めてきた を果たしてきた。 会から兵庫 年三月に 昭 研 和 究・ 五十 は規約を改正して運営の 「県同 実践を中心にした研究大会、 年六月、 和教育研究協議会(「兵同教」) その 推移 第二八回全国 0 中 に お 民主化と円滑化を図 [同和教育研究大会の開催を控え、 13 て教育研究団体としての主体性 研究啓発資料の と変更し、 発行等を行い、 ŋ 同 和教育研究団体としての組 同 和 教育研究協議会とし を問 定期総会で名称を兵 県内の わ れ 同 る 時 和教育の 期 ての b 織 あ でく 庫 主体性に 推進 つ [原] た ŋ が、 に大きな役割 や 和 よりその 教育 昭 同 和 協議 和 Ŧ. 教

的 (活動方針 課 そして、「兵庫 題 と題 より) した実践記録集を作 ح での作 W いう意味 風を事実として か 5 成 村 の また、 実践 П 帰 で明 「解放 L つ 6 つ 超 か える に の L あ Ó そ 4 Ō 同 中 和 兵庫 味 を全国 教 0 育 同 運 和 の 教育· 動 仲 0 間 苏 転 に 史 換期 持って帰 を編纂 に お け って る実践 昭 ただく」 と思 和 Ŧī.  $\overline{+}$ 想

537